2014年5月11日

資料

就労支援の制度について

1. 就労移行支援事業

就労を希望され、かつ一般企業に就労されることが可能と判断された 65歳未満の障害者が対象です。この様な対象の人に就労に必要な訓練、求職活動の相談、職場の開拓、就労後の職場への定着支援を行う事業です。利用期間が2年間と延長1年間と期限が定められている。このために職業指導員、生活指導員、就労支援員、サービス管理責任者、等を配置して、障害者の就労への援助を行います。

就労移行支援スタッフ体制について

・ 生活支援員＝ 就労に向けての日常生活を指導します。

・ 職業指導員＝就労に向けて職業指導します。

・ 就労支援員＝求職活動の支援、職場の開拓、及び就職後の職場定着への支援をします。

・ サービス管理責任者＝支援計画策定、評価をします。

1. 就労継続支援事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき，就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業の事を言います。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。

１）就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

２）就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

３）就労継続支援A型とB型の違い

A型事業とB型事業の主たる違いは雇用契約の有無、つまり事業者と利用者の雇用関係が成立しているかいないかという点です。ただし、工賃はA型にもB型にも支払われます。整理すると、A型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な￥方」であり、B型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方」ということになります

1. 障害者就業・生活支援センター

知的障害者・身体障害者・精神障害者の方で就労に関する相談、また、仕事を行うために必要な生活上の相談に応じることにより地域で生活している人たちの生活の安定を図るため、障害者職業相談室、職業センター、各行政区福祉事務所、保健所、その他関係機関と連携を取りつつ支援を行っています。又、一般就労した方の長期的な定着支援を図るため、気軽に相談出来る環境作りや交流の場づくりを行っています。

【京都市障害者就業・生活支援センター】

対象：京都市全域にお住まいの知的・身体・精神障害者の方

相談時間：毎週月曜日〜金曜日の午前９時から午後５時まで。※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業（相談料は無料・秘密厳守）

◎「一般企業で働きたい」「仕事が長続きしない」「職場の人との人間関係で悩んでいる」などの悩みやご相談のある方。また、手帳の取得のない方であっても、ご相談に応じることができます。

◎事業主の方のご相談も承ります。障がいのある人を雇用したいが、どのような仕事で募集すればよいかわからない。障がいのある従業員とのコミュニケーションがなかなかうまく取れない。などの悩み・相談がある事業主の方。

1. 障害者職業相談室

障害のある方の職業の相談・職業の紹介・就労後の職場における問題などについて相談を行うハローワークです。

[京都障害者職業相談室]

・ハローワーク七条　４階　TEL075-341-2626

・利用時間：月～金　午前8時半から午後17時15分　土日祝・年末年始は業務を行っていない。

・お住まいの各担当区域ハローワークでも相談が可能

1. はあとふるジョブカフェ

京都テルサ　西館３F　京都ジョブパーク内　TEL075-682-8029

はあとふるジョブカフェは、京都府独自の障碍のある方を対象とする就業支援拠点です。；就労に関する相談、企業実習、定着支援など、関連機関と連携した総合的な就職支援を行っていきます。

◎サービスの流れ

1. 総合相談⇒インテーク
2. 相談・助言⇒相談員が仕事のこと、将来のことを一緒に考えます。
3. 企業体験⇒企業実習を通じて適正や方向性を確認します。
4. ハローワークによる職業紹介⇒ハローワークと連携し、職業紹介を行います。
5. 職場定着⇒仕事や職場環境に慣れるまでスタッフが職場に訪問しお手伝いします。

◎利用時間　月曜日～土曜日　9時～17時（日曜・祝日　年末年始は休み）

④障害者職業センター

障害のある方や障碍のある方を雇用する事業主の方などに対して、府内のハローワーク（公共職業安定所）や関係機関との密接な連携のもとに以下のサービスを行っています。

障害者職業カウンセラーによる障害のある方への相談、評価、事業主の方への相談にあたります。その結果をふまえて「支援計画」を策定。その支援計画に基づき、ジョブコーチ支援、評価アシスタント、リワークアシスタント等の専門スタッフが支援を行います。

また、地域の関係機関に対して職業リハビリテーションに関する助言・援助を行います。

【京都障害者職業センター】

ハローワーク七条　５F

TEL075-341-2666

URL　<http://www.jeed.or.jp>

・相談の受付は予約制のため、あらかじめ電話予約が必要

・ハローワークで相談を行っている方は、ハローワークを通じて申し込んでください。

・相談や支援には、費用が発生しません。

・受付時間は8時45分～17時　土・日・祝は休み

1. ジョブコーチとは

1986年、米国の「supported employment（援助付き雇用）」という制度の中で生まれた就労支援の専門職です。わが国には、1990年代初めになって紹介され、「重度の障害がある人の就労支援」や「施設から地域へ」を実現する新しい方策として、ジョブコーチの理念、方法、技術が注目されています。

ジョブコーチは、一定期間、職場に付き添って支援を行い、障害のある人の仕事の自立を助け（OJT: on-the-job training）、従業員さんから必要な支援を引き出し（ナチュラルサポートの形成）、徐々にジョブコーチによる支援の量を減らしていきますが（フェィディング）、就労が安定した後も職場訪問や面談などを通して継続的な支援（フォローアップ、アフターフォロー、継続的支援）を行います。

わが国でも、就労支援に関わる人々が、所属機関や事業内容に合わせて、ジョブコーチによる支援を取り入れるケースが増えています。その結果、一口に「ジョブコーチ」といっても、さまざまな「ジョブコーチ」の実践があり、「ジョブコーチ」という考え方も曖昧です。米国でもわが国でも「ジョブコーチ」には公的な資格がありません。同じ職名でも、役割範囲や実践経験もさまざまな「ジョブコーチ」がいます。

現在わが国では、「ジョブコーチ」をキーワードとした就労支援は、国の「職場適応援助者（ジョブコーチ）事業」、地方自治体による就労支援事業、社会福祉法人やNPO法人などによる就労支援事業の３つのタイプがあります。「ジョブコーチによる支援」を希望する場合、まずは最寄りのハローワーク、障害者職業センター、あるいは福祉事務所、福祉事業所などに問い合わせ、地域にどのような就労支援事業があり、自分のニーズに合った支援はどこで（どの支援機関）から得られるのかについて相談するとよいと考えられます。